



令和4年3月16日福島県沖地震支援制度  
一部損壊住宅修理支援事業の申請受付を開始  
いたします。



13 気候変動に  
具体的な対策を

令和4年5月16日

郡山市建設交通部

住宅政策課

課長 高木 信幸

ターゲット 13.1 TEL：924-2631

SDGs ターゲット 13.1「気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する」

令和4年3月16日発生 of 福島県沖地震により、住宅に被害を受けた被災者の生活の安定を図る一助とするため、準半壊に至らない（一部損壊）住宅の修繕を行った被災者に支援金を交付する本市の「一部損壊住宅修理支援事業」につきまして、申請受付を以下のとおり開始します。

- 1 受付期間 令和4年5月16日（月）から
- 2 申請窓口 市役所本庁舎2階 正庁
- 3 受付日時 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分

#### 【一部損壊住宅修理支援事業について】

居住する住宅が準半壊に至らない（一部損壊）程度の被害を受け、十分な資力のない世帯等が、20万円以上の対象となる修繕工事を行った場合、1世帯当たり一律で10万円を交付します。

##### 〈対象となる修繕工事〉

- ① 屋根、基礎、柱、外壁等の基本部分
- ② ドア、窓等の外部に面した開口部
- ③ 上下水道等の配管・配線
- ④ トイレ等の衛生設備 などの日常生活に必要欠くことのできない最低限の修繕

##### 〈対象外の例〉

- ① 内装に関するもの、家電製品の修理・交換等
- ② DIY等自ら施工した場合
- ③ リフォームや仕様のグレードアップとなるもの

#### 【その他】

- ・申請には、り災証明書のほか領収書、工事内容のわかる書類等が必要となります。
- ・窓口のほか郵送（宛先：〒963-8601 住所記載不要 住宅政策課）でも受け付けています。
- ・準半壊以上の「災害救助法に基づく住宅応急修理」についても同会場で申込ができます。

※申込に必要な書類等はウェブサイトに掲載しています。

※詳細は、お問合せください。

郡山市ウェブサイト（令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業）

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/20220316jishin/35312.html>

